

自然と共に生き
地球を大切にするまち
しらおい



白老町環境基本計画



第3期（改訂版）

令和3年～令和7年

しらおい環境のまち宣言

私たちのまち白老は、ポロトの森に代表される豊かな自然の中で、個性ある歴史と文化を育んできました。

私たちは、このかけがえのない環境を守り、将来に向けて引き継いでいく責任があります。

私たちは、ここに自然とすべての生き物が共生できるまちを目指し「環境を大切にすまち しらおい」を宣言し、次のことを実行します。

- 1 私たちは、澄んだ空気と水、そして豊かな緑を大切にし、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 私たちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動します。

(平成16年10月17日)

はじめに

白老町は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、そして紺碧の太平洋など、豊かな自然環境の恵みを受けながら、先人たちが育んできた歴史・文化のもと、良好な都市環境を築き上げ今日まで維持してきました。

こうした環境は、私たちが日々の生活を送るためにはかけがえのないものであり、それらを守り、そしてさらに充実した魅力に溢れた生活環境を、将来を担う世代に引き継いでいくことが、私たちの重要な責務であるとともに、地球で生きていく全人類が取り組んでいくための共通の課題でもあると考えます。

近年の私たちの暮らしは、科学技術や社会経済の目まぐるしい発展に伴い、利便性に富んだ豊かな生活スタイルへと変化してきましたが、その半面においては、大量生産、大量消費、そして大量廃棄型の社会経済活動を生みだし、身近な生活環境への悪化や地球的規模の環境問題を引き起こし、将来の世代にも影響を及ぼす大きな問題となっています。

そこで私たちは、次世代に恵み豊かな環境を継承していくためにも、一人ひとりが環境に適合するよう日常生活のスタイルを速やかに変えていき、地球規模で考え地域規模で実践するという営みを、より一層強く求めていかなければなりません。

白老町では、「白老町環境基本条例（平成16年9月）」の制定を基に「白老町環境基本計画（第3期）」を策定し、環境保全への取り組みを進めてきました。

この間、社会情勢は大きく変化しており、国際的には、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、新たな気候変動対策に関する法的文書として「パリ協定」が採択されるとともに、国連総会では持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

今回、こうした社会情勢の変化に対応し、将来にわたって持続可能な社会環境を目指すため、このたび「白老町環境基本計画（第3期）」の中間見直しを行う運びとなりました。

本計画については、白老町の魅力あるまちづくりを環境面から推進し、町民、事業者、行政が一体となり、「自然と共に生き 地球を大切にすまち しらおい」の具現化に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月



白老町長 戸田 安彦

<<< 目 次 >>>

第1部 基本計画編

第1章 はじめに

1-1	環境問題の背景	5
1-2	計画見直しの視点	7
1-3	計画策定の経過	9

第2章 基本的事項

2-1	計画の位置づけ	11
2-2	計画の対象	13
2-3	計画の期間	14
2-4	しらおいの環境の現状と課題	15

第3章 基本構想

3-1	白老町がめざす環境像	31
3-2	環境の基本目標	32
3-3	各主体に期待される役割	38

第4章 計画の推進に向けて

4-1	計画の推進体制	40
4-2	計画の進行管理	42

第2部 実施編

第5章 施策の体系と取り組み

5-1	施策の体系	45
5-2	SDGsの目標との関係性	47
5-3	施策の取り組み	51

第3部 資料編

第6章 しらおいの現況

しらおいの現況について	75
-------------	----

第7章 参考資料

参考資料	96
------	----

第1部

基本計画編

第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進に向けて

第1章 はじめに

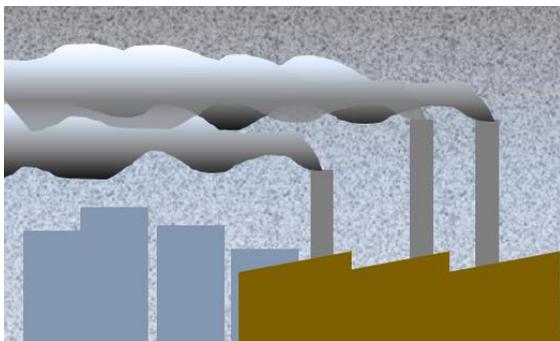
1-1 環境問題の背景

わが国は、昭和30年(1955年)から昭和50年(1975年)にかけて、めざましい経済の成長をとげてきましたが、その一方では、大気汚染や水質汚濁などの産業型の公害や自然破壊などの深刻な社会問題を生み出しました。そのため、国や地方公共団体では、法規制によるさまざまな対策を行い、また、公害を防止する技術の発達や企業の努力もあり、産業型の公害に対する施策は一定の効果をあげてきています。

その一方では、人や経済の活動が都市に集中することで、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムやライフスタイルの変化により、自動車からの排ガスの大気汚染や家庭排水からの河川・湖沼・海域の水質汚濁、廃棄物の増加など、都市型・生活型の公害が新たな環境問題として生じてきました。

また、身近な生活環境に対する意識も大きく向上し、環境問題・公害解決に向けた動きも活発化し、環境に求められる「質」そのもの自体の高さも求められるようになってきたところです。

こうした状況もあり、平成5年(1993年)には環境基本法が成立し、「環境の恵沢の享受の継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「国際協調による地球環境保全の積極的推進」という基本理念が示され、国・国民・事業者など全てが環境に対する取り組みに大きく前進をしてきたところです。



最近の環境問題は、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・野生動植物の絶滅危惧のほか、中国での大気汚染(PM2.5)問題、そして、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災では、これまで安全安心とされていた原子力発電所からの放射能漏れ事故という非常に大きな環境問題が発生し、地球規模での課題の広がりを見せています。

この環境問題は、経済活動に伴う過剰な資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、生態系の微妙な均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化している。今こそ、自然の摂理と共に生きてきた先人の知恵も受け継ぎつつ、新たな文明社会を目指し、新しい試みに挑戦し、イノベーションをあらゆる観点から積極的に生み出す取り組みを強化することにより、SDGsを踏まえた持続可能なものへと変えていくことが求められています。

第五次環境基本計画（環境省）において、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現と位置づけました。また、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」、「国土のストックとしての価値の向上」、「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」、「健康で心豊かな暮らしの実現」、「持続可能性を支える技術の開発・普及」、「国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築」など、分野横断的な6つの重点戦略を定めました。

また、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保、自然共生、環境リスクの管理（水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策）、基盤となる施策（環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・学習等）、東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害の対応については、重点戦略を支える環境政策として揺ぎなく着実に推進していくこととされました。

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補充し、支え合う



環境省 第五次環境基本計画より

世界的に増加した人間活動は、利便性や経済的な豊かさを求めると同時に私たちの住む地球に深刻な影響を及ぼすようになり、地球温暖化、オゾン層破壊や酸性雨、野生生物種の減少などのさまざまな環境問題を生み、これらは地球環境全体の持続性に関わる問題として考えていかなければなりません。良好な環境を確保し次世代に引き継いでいくためにも、全ての人々が互いに協力しながら責任と役割を果たし、日常生活と経済活動の両面から環境に配慮した取り組みを進めることが必要と考えられています。

1-2 計画見直しの視点

①持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が、平成27年（2015年）の国連総会で採択されました。SDGsは平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



（資料：国連広報センター）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

②パリ協定

地球温暖化に関する動向としては、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が平成27年（2015年）に採択され、平成28年（2016年）11月に発効されています。

パリ協定は、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての気候変動枠組条約加盟国が、温室効果ガスの排出削減のための取り組みを強化することが必要としています。

しかし、その後の科学的知見の積み重ねを受けて、気候変動によるリスクを抑制するためには1.5℃に抑えることがより重要であるという認識に移りつつあります。

令和3年（2021年）10月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、世界の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えるための削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、実質的に世界の気候変動対策の基準が、事実上「1.5℃」にシフトしています。

③改正地球温暖化対策推進法

国はパリ協定に定める目標を踏まえ、令和2年（2020年）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

このことを基本理念として地球温暖化対策推進法に明確に位置付けるのに加えて、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再エネを活用した脱炭素化の取り組みや企業の排出量のデジタル化・オープンデータ化の推進が位置づけされました。

この法律改正を受けて、令和3年（2021年）年10月に地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画となる「地球温暖化対策計画」を改訂しました。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の長期目標に加えて、中期目標として2030年までに温室効果ガスの2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦することとしました。

1-3 計画策定の経過

白老町は、先人が築き上げてきた歴史と文化と豊かな自然が調和した環境を有し、私たちはその恩恵をうけ、緑とうるおいのある空間を楽しみながら生活してきました。しかし、私たちの周囲にあるさまざまな環境は、時代の背景における社会経済システムやライフスタイルなどが要因となり、多くの環境問題を発生させてきました。

このような環境問題に取り組むために、白老町の自然的、社会的条件に関する環境情報を総合的に把握し、長期的な視野に立った望ましい環境のあり方を明らかにし、それを実現していくための基本となる計画（「白老町環境基本計画（第1期）」）を平成10年(1998年)10月に策定しました。

第1期計画は、白老町の個性、環境、さまざまな自然資源を大切にし、町民が豊かな自然環境の中でいっそう快適に暮らせるようなアメニティ（快適な環境）あふれる健康づくりを進め、元気まち運動と連動を図りながら「北海道にある元気まち」を目指すため、5年間の期間を定め環境目標に向けて施策を推進してきました。

平成16年(2004年)9月、誰もがしあわせを実感でき、心の豊かさと優しさに満ちた元気で魅力あふれるまち『しあわせを感じるまち』を理念とした「第4次白老町総合計画」が策定されました。また同時に、白老町民がお互いに協力し、自ら参加して良好な環境の保全と創造に積極的に取り組むことを目的として「白老町環境基本条例」が制定されました。

このことから、環境施策において、環境基本条例における環境保全の理念を土台とし、総合計画の分野別の施策大綱「1. 生活・環境の向上」と連動を図り、まちづくりの基本的な理念と将来像を具体化する必要が生じてきたことから平成18年(2006年)1月には、「白老町環境基本計画（第2期）」を改定し、新たな環境施策の目標などを設定してきたところです。

第2期計画では、総合計画に掲げる「しあわせを感じるまち」の実現を目指したまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境を保全し、地球に優しい環境を後世に伝えていくために身近な自然を大切にし、ごみの不法投棄の撲滅、さらには町民の主体的な環境活動の組織化（環境町民会議）など、「人と自然が共生できる循環型社会の形成を目指すまち-しらおい」とした環境政策を推進し、住民の環境に対する関心を高めていくこととしました。

21世紀は「環境の世紀」ともいわれ、住民、事業者、行政などのあらゆる行動主体が「参画と協働」のもとに、公害の防止、自然環境の保全、よりよい生活環境の創造、さらには地球環境を保全するために、社会経済活動や生活様式を含めた社会全体の価値観を地球・自然環境への負荷が少ないものに変革するなど、具体的な行動を進めることがこれまで以上に求められ、環境問題それぞれの主体が対応すべき課題に対し、「白老町環境基本計画（第2期）」を策定して取り組んできたところです。

具体的には、住民、事業者、行政が早期に取り組むべき行動や内容を検討し、次期総合計画までに実現する目標を示しました。そして、この目標に向かってそれぞれが取り組み、環境に対する関心が広がるとともに、一定の成果を上げてきました。

平成24年(2012年)10月からは、まちづくりの基本となる「第5次白老町総合計画」がスタートしており、環境基本計画においても、基本構想・基本計画・実行計画の進捗状況と密接な関連性を持ち、近年のめまぐるしく変化する地球環境問題をはじめとしたさまざまな環境施策に対応するため、平成28年度に「白老町環境基本計画（第3期）」を策定しましたが、社会情勢の変動など環境に対するさまざまな問題に対応するため今回見直すものです。

◇ 国・北海道・白老町の環境基本計画に関する動向

	国	北海道	白老町
平成5年	環境基本法		
平成6年	第1次環境基本計画		
平成8年		北海道環境基本条例	
平成10年		北海道環境基本計画（1次）	白老町環境基本計画（1期）
平成12年	第2次環境基本計画		
平成16年			白老町環境基本条例
平成18年	第3次環境基本計画		白老町環境基本計画（2期）
平成20年		北海道環境基本計画（2次）	
平成24年	第4次環境基本計画		
平成28年			白老町環境基本計画（3期）
平成30年	第5次環境基本計画		
令和3年		北海道環境基本計画（3次）	

第2章 基本的事項

2-1 計画の位置づけ

白老町では、平成16年9月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する理念などについて定めた「白老町環境基本条例」を制定しています。本計画ではこの条例に掲げられた基本理念と、環境基本条例第8条に基づいて策定するものです。

「白老町環境基本条例」では、人間の活動に伴う環境への負荷影響、地球環境の保全や公害問題など、今日の環境問題を踏まえ、良好な環境保全及び創造並びに快適な環境の維持を、町民、事業者および白老町がともに推進し、現在及び将来の世代が良好な環境の恵沢を享受できるよう、将来にわたり維持・向上することを目指しています。

○「白老町環境基本条例」

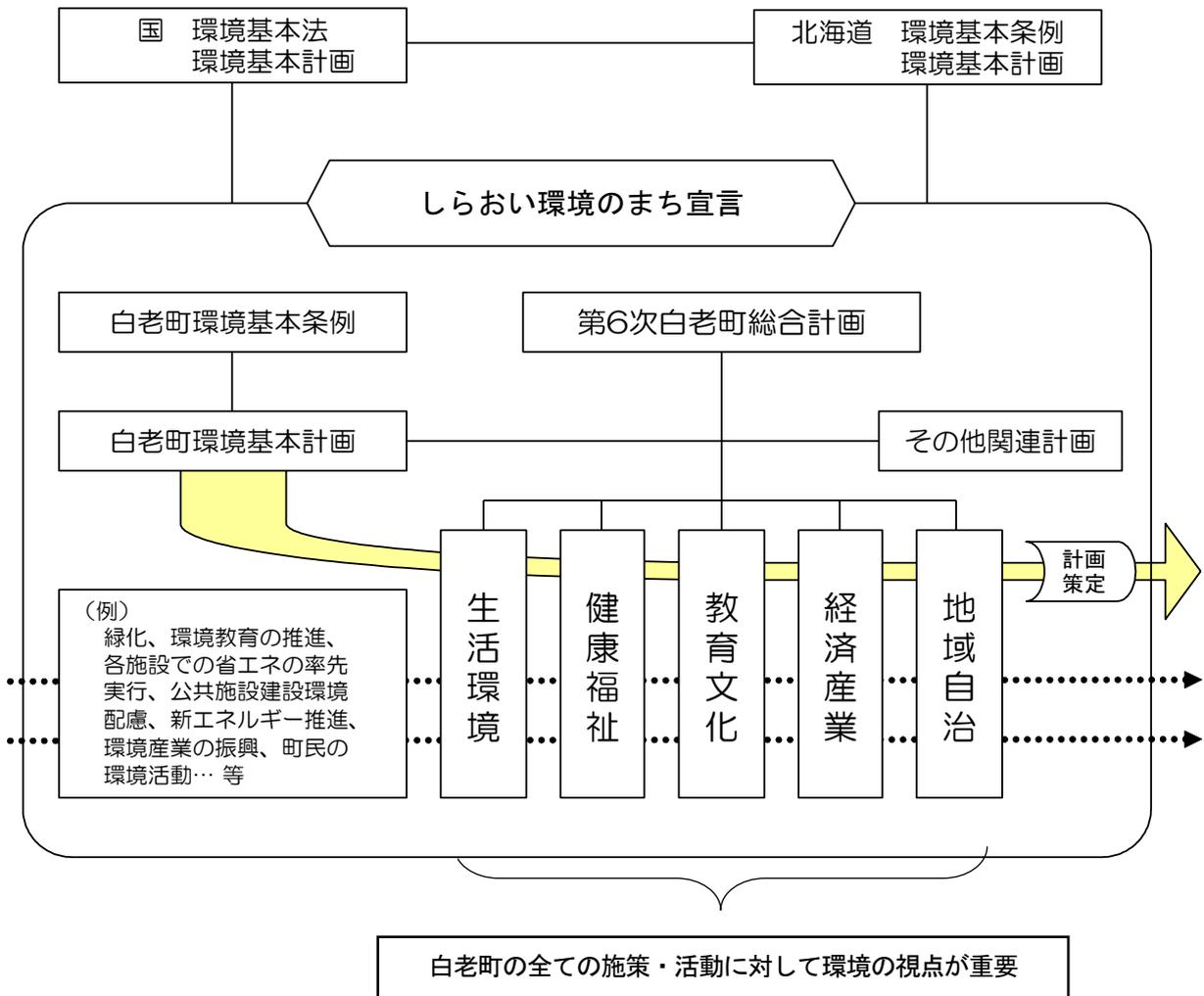
(基本的な考え方)

- 第3条 環境の保全と創造は、環境の恵みを現在と将来の町民が享受できるとともに、良好な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくるために、町、事業者と町民が、それぞれの責任と義務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組まなくてはなりません。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、町、事業者と町民それぞれが自分の問題として考え、日常生活や事業活動において積極的に推進しなければなりません。

本計画は、白老町における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像への目標を示し、町民、事業者、行政（町）のそれぞれの役割を明確にし、「第6次白老町総合計画」と連携し、望ましい環境像の実現をめざすための環境マスタープランです。



「白老町環境基本条例」に基づいて策定される本計画は、「現在と将来の町民が、健康で文化的な生活を営む」ことを目的とし、町の環境保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくためのものであり、「第6次白老町総合計画」の各分野別における横軸となる「横断的制約計画」に位置づけられ、本町の各部署で行なわれる事務・事業は、本計画との整合性を図りながら取り組みを推進していく必要があります。



2-2 計画の対象

「環境」ということばは、自然環境、教育環境、安全環境、快適環境、職場環境などのように、いろいろなことばに組み合わせたり、造語として違和感なく使われています。

このように、幅広く使われている「環境」ですが、本計画の対象とする範囲は、「白老町環境基本条例」で示す内容及び将来の環境変化を踏まえて、可能な限り幅広く捉え、現在だけでなく将来世代に及ぶ環境までを視野に入れて考えることとし、具体的には次に示す範囲を対象としています。

(1) 対象とする環境項目

項目	具 体 例
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー対策など
循環環境	ごみの適正処理と発生抑制、資源循環など
自然環境	みどり、水環境、生態系、生物多様性など
生活環境	景観、大気、水質、騒音、振動、悪臭、災害対策など
環境教育	環境教育、環境情報、団体・事業活動、歴史・文化など

(2) 対象地域

計画対象とする地域は、白老町の行政区域全体を対象地域とし、地形、流域、生態系など、それぞれの地域特性にそった環境保全を進めます。また、国や北海道、近隣自治体など広域的な取り組みが必要とされる課題や施策については、関係機関との連携を図り推進していきます。



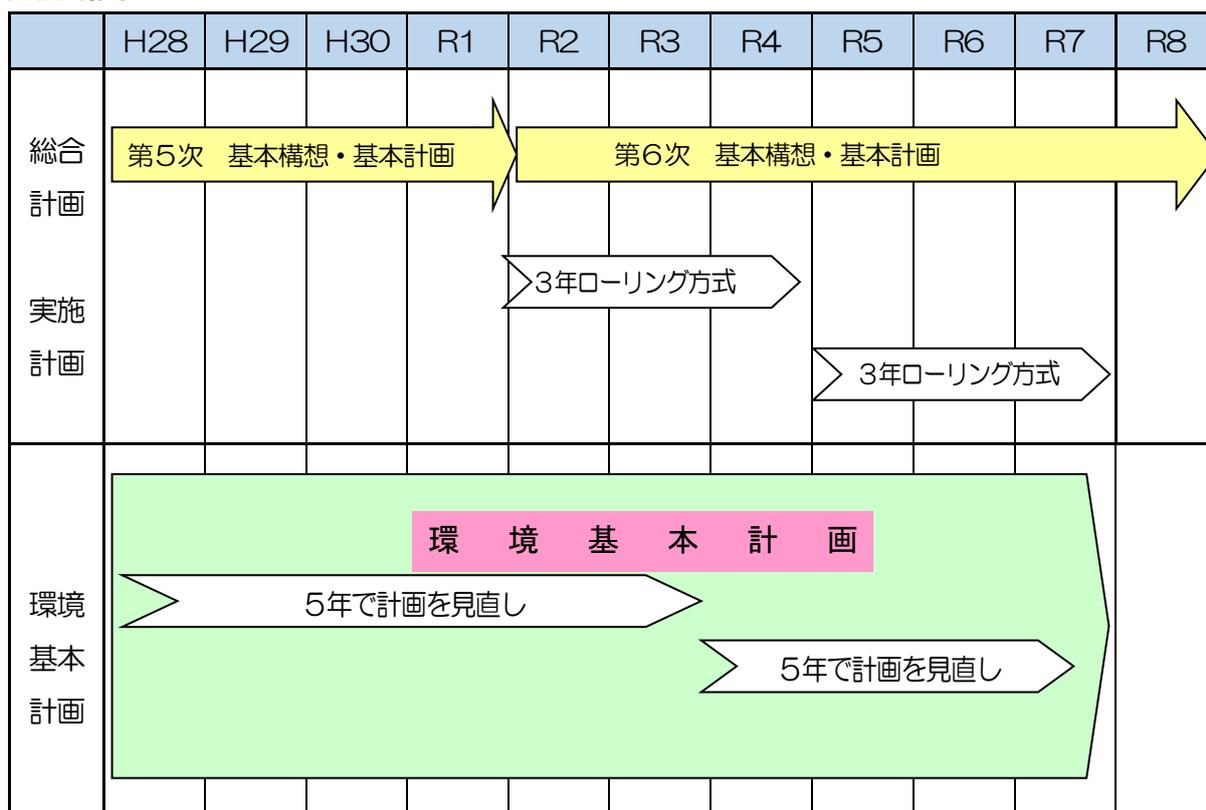
2-3 計画の期間

「白老町環境基本計画（第3期）」は、自治体の将来像とまちづくりの目標を明らかにする「第6次白老町総合計画」との整合性も必要であり、長期的な目標と将来展望を視野にいれ、平成28年度から概ね10年間を対象期間とします。

環境の保全と創造は、目先の事象にとらわれないよう、まち全体を長期的な視野にたっで行なわれることが非常に大切であり、環境の保全と創造を担う「人」が育ち、その「しくみ」を形づくっていくのには、とても長い時間がかかるからです。

ただし、社会情勢の変動など環境に対するさまざまな問題に対応できるように、計画期間内においても必要に応じて計画を見直すこととしていきます。

計画期間のイメージ



第1章 はじめに

第2章 基本的事項

第3章 基本構想

第4章 計画の推進

第5章 施策の体系と取り組み

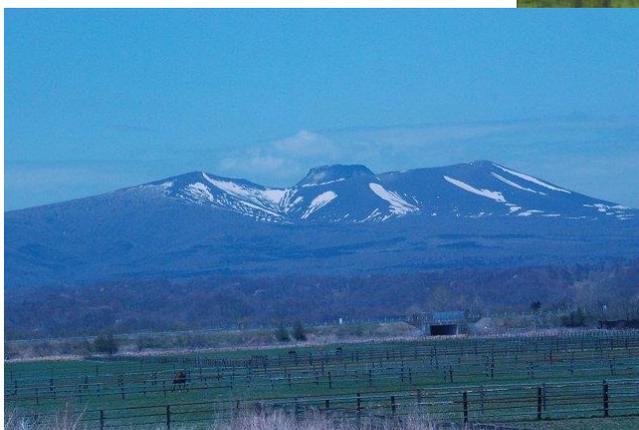
第6章 現しらいの

第7章 参考資料

2-4 しらおいの環境の現状と課題

白老町においては、ここ数年大きな環境破壊となる公害発生は見受けられませんが、環境問題全体から見ると、わたしたちの生活はさまざまな環境破壊と隣り合わせといえるため、環境の保全と向上についての取り組みを強めていかなければなりません。

まちの環境の現状を整理し、望ましい環境像の実現に向けた環境目標と、解決すべき課題について検討し、取り組んでいきます。



1 白老町の概況

(第3部 第6章より抜粋)

(1) 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積 425.64 k m²、東西 28 k m、南北 26.4 k mの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、伊達市大滝区、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿いの国道 36 号に平行し道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道は JR 北海道室蘭本線（駅 6 箇所）が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。

(2) 地勢

町の南東から南西にかけては太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブウベツ川・ウヨロ川・フシコベツ川・敷生川・メップ川・アヨロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり市街地を形成しています。また、北東から北西にかけては、樽前山 (1,041m)・白老岳 (968m)・ホロホロ山 (1,322m)・オロフレ山 (1,231m) などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、倶多楽湖・ポロト湖など、自然環境に恵まれた町です。

(3) 気候

本町の気候は、北海道内では比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域です。

過去 10 年における平均気温は年平均 8.0℃程度で、最高気温は 32.4℃、最低気温が -18.4℃となっています。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均 2.75m/s です。6 月から 8 月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均 1,455.5mm と比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも有数の集中豪雨地帯としても知られており、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極めて少ない状況となっています。

2 白老町の環境をとりまく現状

(関連資料は第3部 第6章に掲載)

1. 地球温暖化対策とエネルギー資源対策

(1) 地球温暖化について

① 地球温暖化

環境省報告書の「地球温暖化の日本への影響」によれば、今後100年間の気温上昇が、南日本で4℃、北日本で5℃と予測されています。

温暖化による海水面積の減少や、動植物の生息域の移動等による自然環境への影響が既に現れつつあるとされており、温暖化の進行により、水資源・農林水産業・生態系・沿岸域・エネルギー・健康等の広範にわたるさまざまな分野で影響が生じると予測されています。

寒冷地で生活する私たちは、以前と比べて暖かくなり過ごしやすくなっているため、普段の生活の中では気付きにくいことですが、地球の温暖化は、人類の生存基盤に大きな影響を及ぼす可能性のあることだと十分に理解する必要があります。

地球の平均気温は、大気中の温室効果ガスが地表から放出される赤外線を吸収することにより15℃に保たれていますが、人間活動の拡大によって、温室効果ガスの濃度が高まり、赤外線をより多く吸収し気温が上昇します。このことを地球温暖化といいます。

平成28年度の道民1人あたりの温室効果ガス排出量(13.1t-CO₂/人)は、全国1人あたりの温室効果ガス排出量(10.3t-CO₂/人)の約1.3倍となっており、早急な対策が求められています。

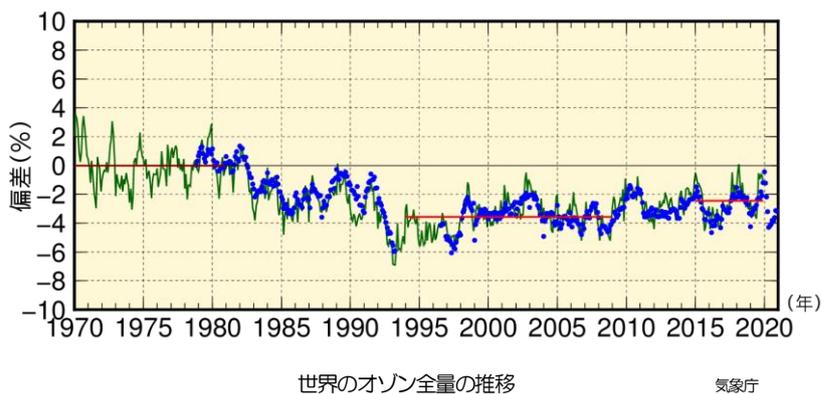
今後、町民・事業者・行政が協力し、今まで以上に地球温暖化の防止に向け、「できるところ」から、こつこつと計画的に取り組むことが必要です。

② オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしていますが、このオゾン層がフロンなどの人工の化学物質により破壊されています。

オゾン層を破壊するフロンは、冷蔵庫・自動車のエアコンの冷却材、整髪剤・自動車のエアバックの噴射剤に使用され、これらを廃棄・破碎したときにフロンが大気中に放出され、オゾン層を破壊するのです。

現在は「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」などが施行され、廃棄する場合の引取り・適正処理のシステムが確立していますが、依然として不法投棄による不適切な処理も後が絶えず、こうしたことが繰り返されることによって、オゾン層の破壊と地球環境の悪化につながることへの周知や理解を深めることが必要になっています。



オゾン層の破壊は今も続いています。

オゾン層は、1980年代から90年代前半にかけて、地球規模で大きく減少しました。その後、減少傾向が緩やかになっていますが、1970年代と比較すると現在も少ない状態が続いています。

③ 酸性雨

酸性雨（酸性雪を含む）とは、石油などの化石燃料などを燃焼したときに発生する硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪などで国境を越えて影響があり、国際的な環境問題となっています。

酸性雨が降ると、湖沼、河川、土壌の酸性化を引き起こし、森林や農作物の枯死のほか、建築物・文化財などへの影響や健康被害などが生じます。

日本では、欧米とほぼ同程度の酸性雨が継続的に観測されており、白老町においても、国や北海道の調査結果の収集に努めるほか、主要な発生源である工場・事業所や自動車対策の推進と、町民が取り組むことが可能なことを検討していく必要があります。



(2) エネルギーの有効活用

① 資源エネルギー

白老町では、温泉旅館・ホテルなど観光資源として温泉が広く活用されているほか、全国の有名温泉地と異なり源泉数が非常に多く、昭和40年から50年代にかけて温泉付分譲地が各地区に多数造成されていることも特色です。

こうした温泉付分譲地では、温泉は浴用のほか、エネルギー資源として家庭や花卉栽培の暖房用にも有効活用されています。かつては、ほとんどの源泉で自噴していましたが、現在は全て動力により汲み上げている状況であり水位や湧出量の変化に注意していく必要があります。

また、温泉排水の大半は処理をしない状態で公共用水域に排出されている実態にありますが、現在のところ河川の水質基準を超える状況ではないことから、今後も定期的な調査と生活排水対策としての検討が必要です。

② 地域エネルギー

近年、エネルギーの供給量は生活の向上、OA機器の普及などによって年々増加傾向にあり、特に北海道では、冬期間における暖房用エネルギーの消費が多いことから全国と比較して高い傾向にあります。

白老町では、平成12年3月に本町における新エネルギーの賦存状況を調べ、地域におけるその導入の可能性や具体的なプロジェクトを整理した「地域新エネルギービジョン」を策定しています。

ビジョンでは、環境負荷の低減や地球環境保全を視野に入れ、太陽光・風力発電・温泉熱・工場廃熱など8つのエネルギーの現状の把握を行った上で、工場廃熱を利用した5つのプロジェクト事業を示しており、計画的に進めるための推進体制を含めた具体的な検討が必要です。

(3) 地産地消と地球温暖化

白老では、食材王国・スローフードの取り組みが始まっていますが、その取り組みの重要な考え方は「地産地消」です。これは、地元で生産された水産品や農産品を地元で消費する運動ですが、安全な食品を提供するためには、水や空気などの安全性を確保する環境が必要です。

さらに、道外や国外から運ばれてくる魚や肉はその輸送過程で、膨大な重油などの燃料を消費して搬入されてきます。地元で獲れたものを食するという事は、結果として燃料の消費に伴う二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化の防止にも役立つこととなります。

2. 廃棄物処理と資源の循環利用の促進

(1) 廃棄物処理

① 一般廃棄物

白老町の一般廃棄物処理の排出量は、平成12年度のごみの有料化以降、全体では減少傾向にありますが、家庭系ごみについては、近年ほぼ横這いの状況で推移しています。

また、不法投棄のごみなどの回収量は、近年やや減少傾向にありますが、継続して、パトロールによる監視などの対策が必要です。



② 一般廃棄物（し尿処理）

昭和44年に白老処理場（し尿処理施設）が完成し処理を行うとともに、浄化槽の普及推進に努めており、昭和49年には白老下水道終末処理場が供用開始されています。

し尿の受入量は、近年下水道施設の整備と区域拡張に伴い減少傾向にあり、また、施設の老朽化にともない令和2年7月より、汚水処理施設共同整備（MICS）事業により下水道と共同処理を実施しております。それに伴い、し尿処理施設は解体することになっています。

③ 産業廃棄物

産業廃棄物は、産業活動の進展と消費の拡大に伴い大量に発生していますが、廃棄物処理法では、排出事業者が自ら処理するか、産業廃棄物処理業者に委託して処理することになっています。

白老町内の産業廃棄物処理施設は、安定型最終処分場・管理型最終処分場・遮断型最終処分場と、破砕・乾燥などを行う中間処理施設、肥料の製造を行う事業所が稼動しています。

白老町では、「産業廃棄物処理施設設置等に関する指導要綱」を定め、事業者と公害防止協定を結ぶなど、適正な処理の確保に努めています。

(2) 資源の循環利用促進

① リサイクル

白老町では、全町内会を含めた各団体が白老町3R推進協議会に登録し、リサイクルの推進・啓発、フリーマーケットの開催、古紙の回収などの活動を行っています。

また、コンポスト購入費の助成を実施し、ごみの減量化の大きな役割を果たしています。

産業廃棄物の処理にもいえることですが、従来各種の廃棄物は「ごみ」と考えられ、そのほとんどは「埋める」か「燃やす」とされて処理していました。

しかし、循環型の社会をつくるためには、「ごみ」として埋めたり焼いたりするのではなく、「原料」としてのリサイクルが重要です。特に海洋プラスチック・気候変動等の問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化を契機として、プラスチック類のリサイクル強化の重要性が増してきており、日本国内においても令和4年4月1日に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、廃プラスチックの「3R+Renewable」を推進する動きが活発化しています。

例えば町内では、瓦礫を破砕して路盤材にしたり、木屑をチップ化したりする中間処理施設が既に稼動しています。経済活動が活発になり生活が豊かになることにあわせて廃棄物も発生します。廃棄物を埋め立てて処分する施設も白老にはありませんが、今後は廃棄物を「埋める」・「燃やす」だけではなく、できるだけ原料として利用するリサイクル型の産業が必要になります。



不用品をフリーマーケットに出店し

リサイクル活動を行っている様子

また、畜産業や漁業・水産加工業といった第1次産業から発生する家畜ふん尿や魚介残渣の堆肥化に取り組んでいます。

今後は、町内の採草地・畑と施肥量の均衡を考慮しながら第1次産業から排出される廃棄物の有効利用についても産業化していく必要があります。

3. 自然環境保全への課題

(1) 自然環境（みどり）

① 森林

白老町は総面積の約8割を森林が占めており、非常に多くのみどりに恵まれた環境にあります。

白老町では、「白老町森林整備計画」に基づき、町有林・私有林の森林整備を推進していますが、国有林が森林面積の過半数を占めていることから、国と連携協力した森林の保全に努めなければなりません。

竹浦・虎杖浜地区の一部は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊のおそれがあることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が必要です。

社台・白老地区は、天然の広葉樹林が広く分布し、滝などの自然景観に優れており、特にポロト湖周辺の自然林は町民の憩いとふれあいの場となっているほか、天然の大径木も多く残っていることから、今後も保全に努めることが必要です。

なお、林業従事者は、ここ30年で大幅に減少しています。森林は、まちの緑の骨格を成し、防災機能にも大きな影響を及ぼすことから森林の保全を担う人材の確保と育成が必要です。

② 農地

白老町の農業は、牛・馬・鶏・豚による畜産が主体のため、農地の多くは牧草地として利用しています。

農地は、保水性に優れ防災機能を有するほか、景観形成機能や環境保全機能を持つことから、自然環境の面からも農地の保全に努める必要があります。

近年の農家戸数・耕地面積はいずれも減少傾向にあり、農業経営者の確保や農地の維持管理が課題になっています。

③ 自然公園地域

白老町の北部山岳地帯は、自然公園法に基づく支笏洞爺国立公園に指定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進が図られています。



④ 自然環境保全地域

白老町内には、自然環境保全法に基づく各自然環境保全地域や北海道が定める自然環境保全地域には指定されていませんが、平成元年に北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」の中において、「すぐれた自然地域」として支笏湖周辺地域及び登別周辺地域の指定と、「身近な自然地域」として、ヨコスト湿原を含めた15ヶ所が指定されています。

「身近な自然地域」には、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所があり、今後も保全を図ることが必要です。

⑤ 公園・緑地

白老町の公園については、「白老町都市計画マスタープラン」において、町内の緑地の保全と緑化の推進に関する施策の方針が示されています。

これまで海岸や河川の水辺は、どちらかといえば治水対策に主眼を置いた整備がされてきましたが、町民団体による水辺空間の維持・保全活動が活発になってきたことも考慮し、今後は、親水の観点から改めて水辺環境を整備することが必要です。

また、公園緑化については、過去10年間に大きな変化は見られませんが、市街化区域においてはわずかな減少傾向にあります。

白老町内では、花とみどりの会を中心に、まちを花で飾る活動が進められており、町内会・学校・各種団体・企業などで構成された団体で、植樹祭や花壇整備・花壇コンクール・ガーデニングコンテストなど、町内各所で花壇やプランターによる、「季節の花」でまちを飾り、彩りを与えています。

⑥ 街路樹

白老町では、まちに彩りをもたらし、騒音の緩和にもなる街路樹の整備を計画的に進めています。

白老の町道には、ナナカマド、クロマツなどを植樹していますが、大きく育った街路樹が繁茂し張り出した枝や落ち葉対策など、街路樹の維持・管理など行政と住民が協力する環境づくりへの対策が必要です。



(2) 自然環境（生物多様性）

① 自然環境調査

白老町は、北側の森林地帯と南側の太平洋に囲まれ、豊富な水が流れる河川と緑豊かな自然環境に恵まれています。また、渡り鳥の中継地でもあり、様々な野生動物や貴重な植物が生息・生育しています。

町内では、平成2年度に実施された「白老町自然環境基礎調査」（しらおい自然研究会）以降全町にわたる自然環境調査は行われていませんが、平成6年度の「林業構造改善事業」指定の際に行われた調査結果として、「白老町の動植物の目録」が報告されています。

平成15年度には「しらおい水と緑のネットワーク」がポロト湖水系を中心とした魚類調査を行い「白老の淡水魚」を報告、平成18年度には「ウヨロ環境トラスト」がウヨロ川中下流域の自然環境調査を実施しており、平成22年度には白老町と町内の自然保護団体等が協力し、ヨコスト湿原の保全環境調査が実施され、希少生物が複数確認されたほか、さまざまな野生生物種の生息や生態を知る機会が得られました。

今までの調査結果をデータベース化していくとともに、今後も町民団体と行政が連携し、継続して自然環境の調査を行う必要があります。

② 町内に生息する希少生物

白老町内には、鳥類で「オジロワシ」、「オオワシ」、「クマタカ」、植物では「メハジキ」、「サルメンエビネ」、「クマガイソウ」など、絶滅危惧種として北海道レッドデータブックに登載されている種が複数確認されており、昆虫においても「オオアオイトトンボ」、「マダラヤンマ」、「ナツアカネ」など希少種に登載されている珍しいトンボも確認されております。

このほか「シラオイエンレイソウ」、「シラオイハコベ」といった「シラオイ」の地名が付いた植物が生育しています。

③ アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物

平成15年度に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行った「アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物に関する調査」では18種の動物の調査と平成19年度に白老町が実施した「アイヌの有用植物分布調査」では47種の樹木類と49種の草木類の調査を行っており、こうした動植物の保全活動が必要です。

④ 有害鳥獣・害虫駆除

白老町では毎年、農業・林業への被害防止や公衆衛生の確保を目的に、有害鳥獣・害虫の駆除を行っています。

カラス、キツネともに有害鳥獣駆除員による駆除が行われていますが、駆除要望件数は増加傾向です。

エゾシカについては、例年秋に北海道と猟友会が連携しエゾシカライトセンサス（夜間に実施する頭数調査）を実施していますが、個体数は年々増加傾向にあり、農業被害の防止のため猟友会および鳥獣被害対策実施隊による駆除が行われています。

特定外来種のアライグマは、北海道「アライグマ対策行動計画」で「野外からの排除」を最終目標としており、白老町全域でも年間約170頭の駆除を実施しているなど、今後も完全排除に向け継続した捕獲に努める必要があります。

スズメバチは、夏季を中心に年間約100件以上の駆除要望があり、町職員による駆除を実施しています。

⑤ 鳥獣保護

白老町内では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、森林鳥獣の生息地とする鳥獣保護区を北海道が指定しております。

また、傷病鳥獣などの保護については、鳥獣保護員との連携を図り実施しています。

(3) 自然に親しむ意識の向上と機会づくり

白老町の森林をはじめとする豊かな自然は、様々な法制度を通じて守られていますが、倶多楽湖、ポロト湖、ヨコスト湿原などの豊かな自然をみんなの財産として共有する意識が必要です。

自然を直接保護する取り組みも重要ですが、町民一人ひとりが自然を見て感じ、白老町の自然の特性を把握するため、ふれあいの機会を増やすことへの対策が重要です。

平成29年・令和2年には、ヨコスト湿原の看板（ヨコスト湿原友の会作製）を設置しました。



4. 公害への課題

(1) 公害の監視体制

① 大気汚染

白老町には、北海道が設置している大気汚染観測局が設置されており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。

この10年間では、二酸化硫黄及び二酸化窒素は環境基準値以下でしたが、浮遊粒子状物質が基準を超過した年度があり、「黄砂」の影響と思われます。

近年では、中国大陸からの微小粒子状物質（PM_{2.5}）の飛来も道内で観測されていることから、今後は更に注意が必要です。

② 騒音・振動

白老町における騒音・振動問題に関しては、大きな公害に発展するものは発生していませんが、環境騒音測定・自動車騒音測定のほか、公害防止協定を結ぶ事業所を対象に定期的な騒音測定を実施しています。

環境騒音測定や事業所の測定結果については、概ね基準値以下となっておりますが、国道36号の沿道自動車交通騒音測定については環境基準値を超え、ほぼ毎年わずかに要請限度を超えている状況になっており、今後も定期的な調査と監視が必要です。

また、住宅の密集する区域においては、生活騒音や振動による苦情が発生した都度、発生源となる事業者等に対し要請を行うことで事態は終息しておりますが、完全な防止については人それぞれの騒音・振動の感じ方に違いがあるため、対応はとて難しい状況です。

③ 悪臭

白老町では、公害防止協定に基づく事業所からの測定報告のほか、町内の5事業所を対象に悪臭測定を実施し、悪臭の監視を行っています。

この10年間では、概ね環境基準以下の測定結果となっておりますが、環境基準をわずかに超えた事業所もあり、今後も定期的な調査と対応が必要です。



④ 水質汚濁

白老町では、北海道と公共用水域での水質調査を実施し、河川・湖沼・白老海域で測定を行っております。

平成17年度には、白老川下流のBOD濃度と倶多楽湖のCOD濃度の測定結果が水質全国ベスト1になったこともあり、水資源に恵まれた町であります。

ここ10年間では大きな基準超過は見られませんが、年々、水質が悪化している水域もあることから、今後も定期的な調査と対応が必要です。



⑤ 地下水対策

白老町では、牧草地への過剰な施肥や不適切な生活排水により地下水が汚染された経緯があることから、竹浦飛生地区を中心に井戸水（原水）調査を実施しております。

現在もなお、汚染された井戸水の回復には至っておらず、今後も安全な飲用水の確保のため、地下水の調査と適正な対応をしていく必要があります。

⑥ ゴルフ場排水

白老町では、「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」を定めており、事業者からの定期的な水質報告によるほか、白老町においても水質調査による監視を行っています。

ここ10年間では排出基準を超えていませんが、今後も定期的な調査と対応が必要です。

(2) 公害に関する法律、北海道条例の指定の状況

白老町は、騒音規制法、振動防止法、悪臭防止法に基づき規制地域の指定を受けています。

今後も企業の進出や、生活環境の変化に合わせて、必要に応じた規制地域の拡大や見直しを実施していく必要があります。

5. 都市環境への課題

(1) 上下水道の整備

① 上水道の整備

白老町の上水道は、昭和42年に事業が開始されており、森野・飛生地区を除くほぼすべての地域で上水道による給水が可能です。

その水源は、白老川の源流の1つである毛白老川の表流水と倶多楽湖水系の湧水及び地下水で、各浄水場（3ヵ所）で浄水処理した水を供給しており、こうした水源の水質保全のためにも、水源地周辺を含めた環境の保全が必要です。

② 下水道の整備

白老町の下水道は、北海道の町村では、最も早い昭和49年に下水道終末処理場が供用開始され、水洗化率は94.57%となっています。

また、し尿処理施設の老朽化により、令和2年7月より汚水処理共同整備（MICS）事業により下水道と共同処理を実施しております。

③ 合併浄化槽の利用促進

下水道の未整備地区での生活排水の処理には、浄化槽による方法があります。

現在新設が認められている合併浄化槽は、設置から供用までの期間が短く処理性能にも優れていることから、特に人口密度が低い地域にあつては、下水道と同等の恒久施設として、その普及が特に期待されており、下水道の未整備地区における合併浄化槽の利用促進に向けた取り組みとして、設置助成を行っております。

(2) 都市環境・景観の整備

白老町の豊かな自然環境や地域固有の歴史と文化によって育まれた景観を守るとは、うるおいのある豊かな生活環境を創造するために大切なことです。

平成16年に「景観法」が制定され、「白老町環境基本条例」にも景観の形成について定めており、今後は北海道の景観条例や景観計画に基づいて、うるおいのある環境づくりを推進していきます。

美しい景観形成を阻害している廃屋・廃看板、雑草、砂利採取後の埋立未了地などの不良環境の改善についての対策も必要です。

特に、廃屋対策については平成27年5月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、町内の空き家や廃屋等の適正管理に向けた更なる取り組みが必要です。

6. 環境教育への課題

(1) 環境教育

① 環境教育を巡る状況

環境教育については、国が「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、市町村に対して環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し公表するよう求めており、市町村は学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策で、環境教育に係る教職員の資質の向上のための措置を講ずるよう努めることとなりました。

さらには、事業者・民間団体・自治体は、その雇用者に対しても環境教育を行うことを求めており、地域の主体が連携して進めることとしています。

② 白老町の環境教育の現状

白老町内では、各学校や民間団体で様々な環境教育に関する取り組みが行われており、小中学校においては、節電・節水、ごみ拾い、花壇の整備が行われています。

また、小学校の社会科で浄水場やごみ処理施設の見学を行っているほか、理科・家庭科・総合的な学習の時間などで環境に関する学習が行われています。

町内の団体の中には、自然ガイドを行ったり、子供と森づくりを行ったりする団体も多数あります。

環境教育を進めていくにあたっては、学校・家庭・地域の連携と理解を深め、計画的に推進していく必要があります。また、子供の発達に応じたプログラムを作成し進める必要があります。

白老町では、これまでも子どもから高齢者まで環境について学ぶことができる場や温暖化対策に参加できる機会を設けておりますが、まだまだ乏しい状況で、すべての町民が利用・参加するまでには至っていません。

地域の資源や文化財を含め、環境を守り伝えていく意識を多くの町民が持つためには、一人ひとりが身の回りの環境に関心を持ち、見て感じることで、そして環境の見方や守り方を伝えることができるリーダーを育てることも重要です。

③ 環境の情報提供

白老町では、広報紙やホームページを通じて環境情報を提供しています。

しかし、環境の範囲が自然環境から地球環境まで広いこと、行政だけで解決することが難しくなっていること、環境問題に取り組む町民団体や事業者が増加していることから、行政が持っている環境情報をより速く、より広く提供することが必要であると考えています。

④ 環境関係団体の取り組み

白老町内には、数多くの団体が環境に関する取り組みを行っています。

各町内会では、清掃活動・リサイクル活動・花壇整備などへの取り組みや、自然環境の保全や自然ガイドに取り組む団体も増加しています。

今後は、各団体に共通する課題を解決するために連携していくことと、こうした団体の活動には行政が力強く支援していく必要があり、団体が有する人材、知識・技術・経験を共有し、ネットワーク化させていく必要があります。

⑤ 事業所の取り組み

町内の事業所では、様々な環境に関する取り組みを行っています。

地域の清掃活動や花壇作りに積極的に参加する事業所や、環境に関する取り組みを計画的に進めている事業所があります。

こうした環境への取り組みが広がっていくことが、今後は更に重要になっていくと考えます。

⑥ 環境と経済

環境と経済の関係は、これまで敵対若しくは相反する関係になると考えられていました。

しかし、公害関係法が改正され厳しい環境基準が設定され、さらに循環型社会を形成するために様々なリサイクル関連法が施行されるに至り、環境と経済の関係は次第に変化しています。太陽光発電などの新たなエネルギーの利用促進や、持続可能な社会を築くために環境問題の解決を目的とした産業（環境産業、環境ビジネス）の重要性が高まっています。

第3章 基本構想

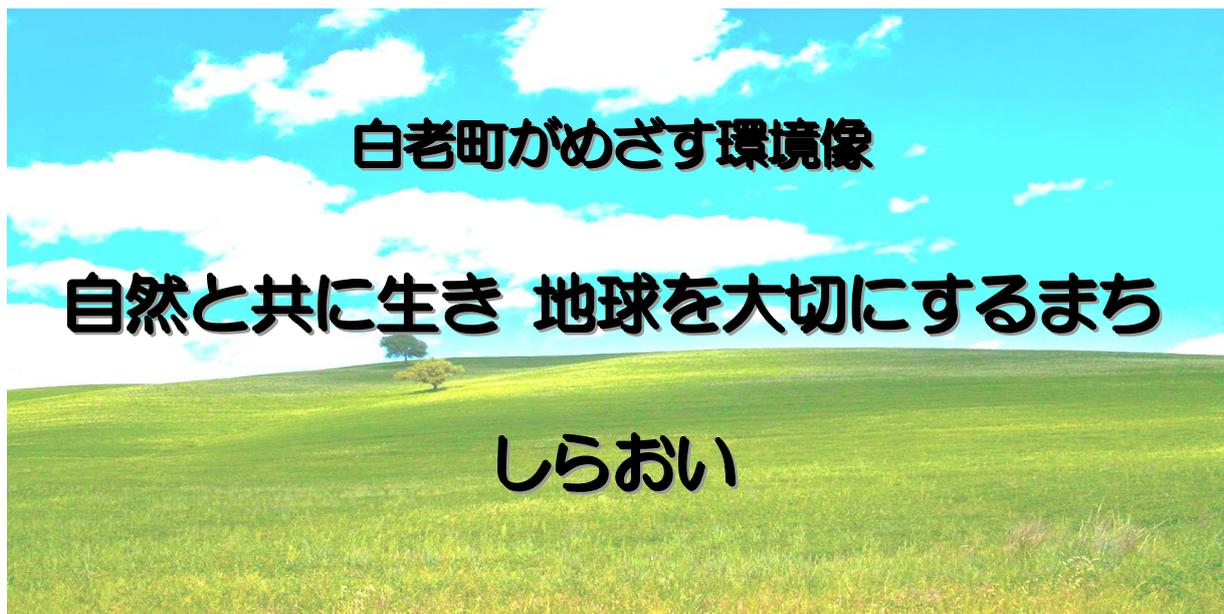
3-1 白老町がめざす環境像

豊かな自然に恵まれた白老町ではありますが、平成16年に制定した環境基本条例の前文では、「私たちの生活に豊かさをもたらした社会生活は、環境の負荷を増大させ、地域の環境だけではなく、地球環境をも脅かそうとしている」と現状認識を記述しています。

さらに「私たちも生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、自然とともに生きてきたアイヌの人々や先人の知恵と歴史を学びながら、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型の社会を築いていく必要があります。」として、望ましい環境像を示しています。

第2期計画は、環境審議会や検討会議の幾度とない開催を含め、町民意見・アンケート調査や現地調査を実施して約2年間の期間を費やして策定されたものであり、住民参加を基調とした、環境基本条例の理念を十分に反映されたものであると考えています。

このことから、白老町がめざす環境像は、第2期計画「人と自然が共生できる循環型社会を目指すまち—しらおい」を踏襲するものとしませんが、もう少しやわらかく、やさしいことばに直し、計画を推進していきます。

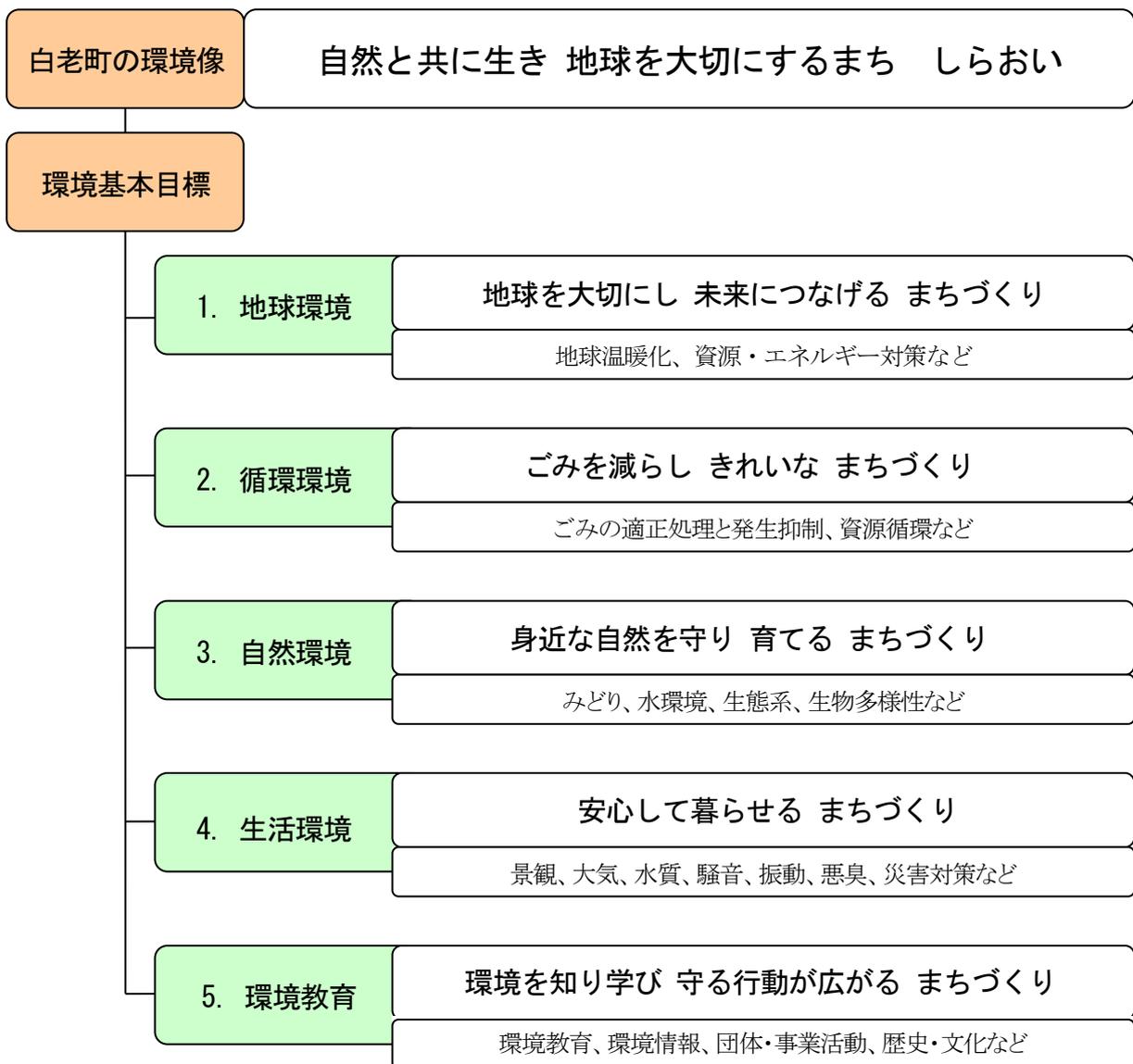


3-2 環境の基本目標

白老町がめざす環境像を実現するために、環境に対するまちの姿勢を5つの基本目標として掲げ、各目標の達成をめざします。

環境の基本目標は、環境政策の大きな方向性を示すものであり、新たな環境施策を検討しようとするときは、この環境基本目標の理念に沿った行動が必要となります。

また、これを達成するために、町民、事業者、行政の各主体の協働のもと、環境に配慮した各種の取り組みを実践します。



基本目標 1 地球環境

地球を大切にし 未来につなげる まちづくり

地球温暖化、資源・エネルギー対策など



(施策の柱)

温暖化の防止、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進、酸性雨やオゾン層破壊の防止対策など

私たちは、快適な日常生活と引き換えに地球環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化やオゾン層破壊などの要因となっていることを認識しなければなりません。

自動車の増加による排気ガス、電気やガスなどの大量消費などによって二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出により、地球温暖化問題が大きな課題として取り上げられていましたが、最近の世界規模の自然災害の増加、農作物の収穫量の減少や生態系の崩壊など、地球に危機的な事象の影響が見えてきています。

地球温暖化を防止するため、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量の抑制や再生可能エネルギーの利用促進などの目標を定め、それを行動に移して、「地球を大切にし、未来につなげるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 地球温暖化防止の推進をめざします

私たちの生活が、地球温暖化をはじめとした地球環境問題について影響を及ぼしていることを理解し、その指針となる地球温暖化対策実行計画や2050年のカーボンニュートラルに向けての目標の設定などを行い、策定し、その目標に対して行動を率先して実践していくとともに、情報の収集・提供を積極的に行ない、地球温暖化防止対策を進めます。

P. 51



② 環境にやさしいエネルギーの導入をめざします

資源・エネルギーの消費を抑制するとともに、再生可能エネルギーの活用技術を積極的に取り入れ、限りある資源・エネルギーを将来の世代に残すために取り組みます。

P. 53



全国各地で進められているメガソーラー発電

基本目標2 循環環境

ごみを減らし きれいな まちづくり

ごみの適正処理と発生抑制、資源循環など



(施策の柱)

廃棄物の減量化、適正処理、再資源化、
3Rの推進、不法投棄の撲滅など

私たちは、物質的な豊かさを追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくってきました。その結果、資源の枯渇やごみ問題、地球温暖化をはじめとして様々な環境問題を引き起こしています。

私たちの社会が持続可能な発展を続けていくためには、自然環境を尊重し、自然に負荷をかけない生活と社会を築き、次世代に引き継いでいくために資源が循環する社会づくりが求められます。

できる限り廃棄物を抑制し、廃棄物になったものは再使用・再利用し、残る廃棄物は適正に処理する必要があります。そのために、「ごみを減らし、きれいなまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします

町民・事業者・行政が協力してごみの減量に取り組み、分別収集の徹底や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた啓発をします。

P. 55



② 廃棄物の適正処理をめざします

町民ボランティアや環境団体と協力しながら、不法投棄や違法な野外焼却を監視し、ごみの無いきれいなまちづくりを実現します。

P. 57



一向に無くならない不法投棄

基本目標3 自然環境

身近な自然を守り 育てる まちづくり

みどり、水環境、生態系、生物多様性など



(施策の柱)

公園・緑地の整備、森林の保全、水環境の保全、
希少な動植物の保護、生物多様性の保全、野生生物種など

自然は、私たちにとってかけがえのない大切なものであり、生活する中で必要不可欠なものです。白老町には、豊かな自然が広がり、ポロト湖や倶多楽湖、ヨコスト湿原を代表とする身近な自然が様々あります。

公園や緑地、森林、川辺の憩いの場の整備・保全や良好なまち並み計画とともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています。

また、在来種の野生生物種の保護管理や有害鳥獣の駆除のほか、増え続ける外来生物の防除など生態系の保全対策も求められています。

このような自然や野生生物種を保全し共生することは、現在に生きている私たちをはじめ、未来の町民が人間らしくいきいきと健康に暮らすための自然環境づくりにもつながるといえることから、自然環境の保全と創造を図り、「身近な自然を守り育てるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 豊かな自然環境の保全と創出をめざします

多様な野生生物種の生息・生育環境や植物の植生を理解し、町有林・民有林など森林や農地の整備保全により、町全体のみどりづくりを推進していきます。

P. 60



② 豊かな水環境の保全をめざします

公共水域や地下水の水質検査の実施など、水環境の保全を推進していきます。

P. 63



③ 生物多様性の保全への取り組みをめざします

野生生物種の観察・調査、自然体験、ハイキングや登山など、身近な自然とふれあうための環境整備や保全、機会の提供に取り組みます。在来種に配慮した環境保全と特定外来生物種の駆除等、地域の生態系の保全活動に取り組みます。

P. 65



基本目標4 生活環境

安心して暮らせる まちづくり

景観、大気、水質、騒音、振動、悪臭、災害対策など



(施策の柱)

景観、大気・土壌・水質汚染の監視、騒音・振動・悪臭対策、工場・事業場の公害対策、災害への対策など

私たちは生活に利便性を求めてきた代わりに自然環境の悪化も進み、身近な環境の変化を体感する機会が増えているのも実情です。身近な住環境は、生活・社会経済活動の変化により、生活排水による水質汚濁、工場や自動車からの騒音や排ガスによる大気汚染、悪臭や土壌・地下水汚染、地盤沈下などのさまざまな都市・生活型公害が生み出されてきました。小さな公害もやがて大きな地球規模への公害につながり、異常気象などの自然災害をまきおこし、私たちの生活をたびたび脅かしています。私たちの良好な生活環境を保全・形成していくためには、様々な公害発生を未然に防止し、日常生活のあり方を見直すとともに防災体制を確立していく必要があります。

そのため、公害の防止や災害に強いまちづくりの推進を図り、「安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 快適な住環境の創造をめざします

街路樹や花壇の整備、空き地の雑草の除去指導や、廃屋・廃看板の撤去指導など美しく住みよい住環境の推進を図ります。

P. 67



② 安全で安心なまちづくりをめざします

公害防止協定の締結による公害発生の抑制や、定期的な大気・水質・悪臭・騒音測定の実施による監視を図り、住環境整備の促進を図ります。

P. 68



③ 災害に強いまちづくりをめざします

災害時の避難路や避難場所の環境整備、発生後の廃棄物・衛生対策の整備を図ります。また海岸の保全や治水対策など災害予防対策の推進を図ります。

P. 69



基本目標5 環境教育

環境を知り学び 守る行動が広がる まちづくり

環境教育、環境情報、団体・事業活動、歴史・文化など



(施策の柱)

環境教育の充実と普及、環境保全活動の推進・人材育成、
環境情報の充実と共有、歴史・文化の保全など

豊かな環境を守り、潤いのあるまちづくりを推進するためには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの立場に立って環境の現状と課題を認識することが重要です。そして、一人ひとりが環境について考え、自発的に率先して行動できるようにする必要があります。

子どもたちを中心とした環境教育を推進し、さらに、町民やまちづくり団体などと連携を深めたネットワークを形成し、共通の認識のもとで、環境に配慮した取り組みを実践していく体制作りが求められます。

また、私たちが先人から受け継いできた地域の伝統や風土を守っていくためには、町民が一体となり、歴史や文化を学び、守り、受け継いでいくことが必要です。そのため、生活環境の創造をはじめ、歴史的・文化的資源の保全を図り、「環境を知り、学び、守る行動が広がるまちづくり」を進めます。

施策に向け個別目標に取り組みます



① 環境教育の推進をめざします

未来を担う子ども達を中心に、学校教育・社会教育において計画的な環境教育の場の提供、環境事業や研修会を開催し、環境教育の推進をめざします。

P. 71



② 環境保全活動の推進をめざします

環境情報の提供や環境意識の向上、町民・事業者・行政が一体となった白老町全体で環境に対する共通認識をもち、環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

P. 72



③ 歴史的・文化的資源の保全をめざします

アイヌの人々など先人の知恵や歴史を生かした環境教育や、まちの歴史・文化遺産の環境整備や文化の伝承など、地域の伝統や風土を守っていくまちづくりを推進していきます。

P. 73



3-3 各主体に期待される役割

「白老町環境基本条例」では、環境問題を解決する主体として、町民・事業者・行政（町）の役割を次のように定め、「白老町環境基本計画」では、町民・事業者・行政（町）がそれぞれの責務のもとに行動し、お互いに協力しあい環境の保全及び創造を推進していきます。

○「白老町環境基本条例」

（基本的な考え方）

第3条 （11ページに記載）

（町の責任と義務）

第4条 町は、前条に定める基本的な考え方（以下単に「基本的な考え方」といいます。）に従い、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実行する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

第5条 事業者は、基本的な考え方に従い、事業活動を行うときは、公害の防止や自然環境を保全するために、自らの負担で必要な取り組みを行う責任と義務があります。

2 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、その事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となったときは、適正な処理が図られることとなるよう必要な取り組みをする責任と義務があります。

3 事業者は、環境保全上の支障を防止するために、事業活動に伴う環境への負荷の減少に役立つよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の減少に役立つ原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

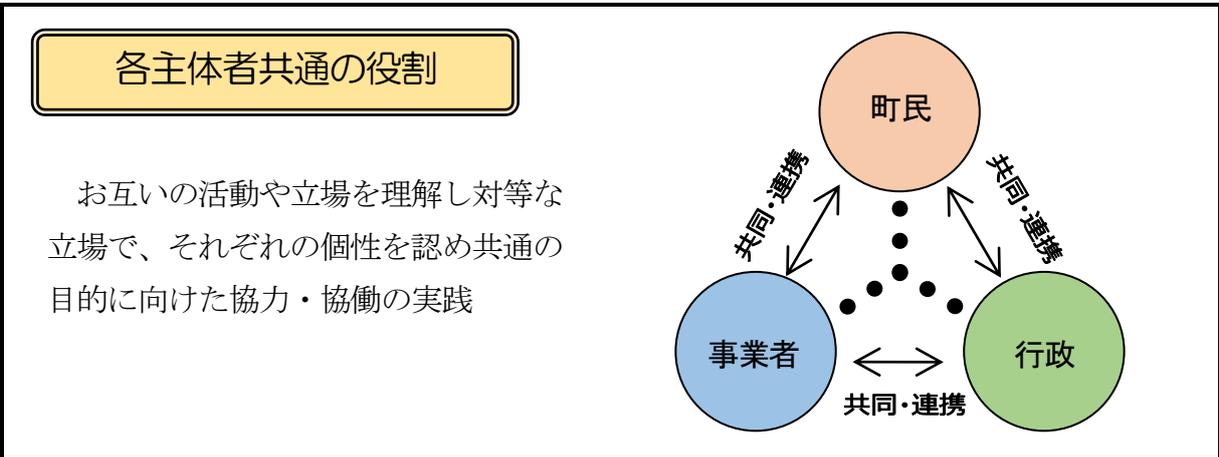
4 前3項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に努め、情報の自主的な提供に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力する責任と義務があります。

（町民の責任と義務）

第6条 町民は、基本的な考え方に従い、日常生活の中で、生活様式を見直すなど環境への負荷を減少させるよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に、積極的に協力する責任と義務があります。

白老町がめざす環境像を実現するためには、町民、事業者、行政の各主体が自らの責任と役割を理解したうえで、環境に関する取り組みを実践することが重要となります。



各主体それぞれの役割	
町民	<p>私たち一人ひとりの活動が環境に影響していることを理解し、これまでの生活を見直すことにより、環境への負荷が小さくなるような行動をしていくことが重要となります。</p> <p>環境教育などを通して、日常の活動と環境の関わりについての知識と理解を深め、また、省エネ・省資源などの町民一人ひとりができることを自主的かつ積極的に実践していく必要があります。</p> <p>住みよい住環境を確保するためには、お互いの活動を理解するとともに、地域ごとの環境保全活動に積極的に取り組むことが必要です。</p>
事業者	<p>事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境に与える影響が大きいことから、事業者は確実な法令遵守が求められます。</p> <p>各種の事業活動において、自然環境の保全、汚染物質の排出抑制、廃棄物の適正処理などを図るとともに、企業の社会的責任の面からも環境保全に係る取り組みを率先して実践していく必要があります。</p>
行政	<p>環境の保全を図るうえで、町民や事業者と日常的にかかわり、地域の実情を把握している町は重要な役割を担っており、各主体者が環境全般に関する取り組みを積極的に行えるよう、地域の自然的・社会的条件に応じた取り組みを実践していく必要があります。</p> <p>また、行政は自らが事業者であり消費者であるという立場からも、率先した環境への影響に配慮した行動を実践します。</p>

第4章 計画の推進に向けて

4-1 計画の推進体制

白老町がめざす環境像「自然と共に生き 地球を大切にすまち しらおい」を達成するためには、行政の全ての担当課が、連携協力して一丸となって取り組む必要があります。

また、より良い環境をつくるためには行政だけで取り組むのではなく、町民・事業者が一体となり連携し、協働のもとで積極的な取り組みが必要となります。

(1) 町における推進体制

白老町の実施する取り組みについての計画の推進、進行管理を行うとともに、白老町環境施策検討会議において、庁舎内の関連部局の調整を図りながら、総合的かつ計画的に環境に関する各種の取り組みを推進します。

さまざまな環境施策を推進するための主な担当課を下記に示します。

施策の分野	主な担当課	備考
地球温暖化に関する施策	生活環境課、総務課、企画財政課、産業経済課	
廃棄物・リサイクルに関する施策	生活環境課、上下水道課	
みどりに関する施策	建設課、産業経済課	
公園・道路に関する施策	建設課	
自然環境に関する施策	生活環境課	
環境汚染に関する施策	生活環境課	
上下水道に関する施策	上下水道課	
景観・不良環境に関する施策	政策推進課、生活環境課	
環境教育に関する施策	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、生活環境課、総務課	
環境団体の連携に関する施策	生活環境課	
環境産業の推進	企画財政課、産業経済課	
その他	生活環境課	

(2) 広域的な協働・連携

広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、北海道、周辺市町村と連携を図るとともに、環境に関する情報の共有や各種の調整などを行い、広範囲の視点から迅速かつ適切な処置を講じます。

白老町環境審議会

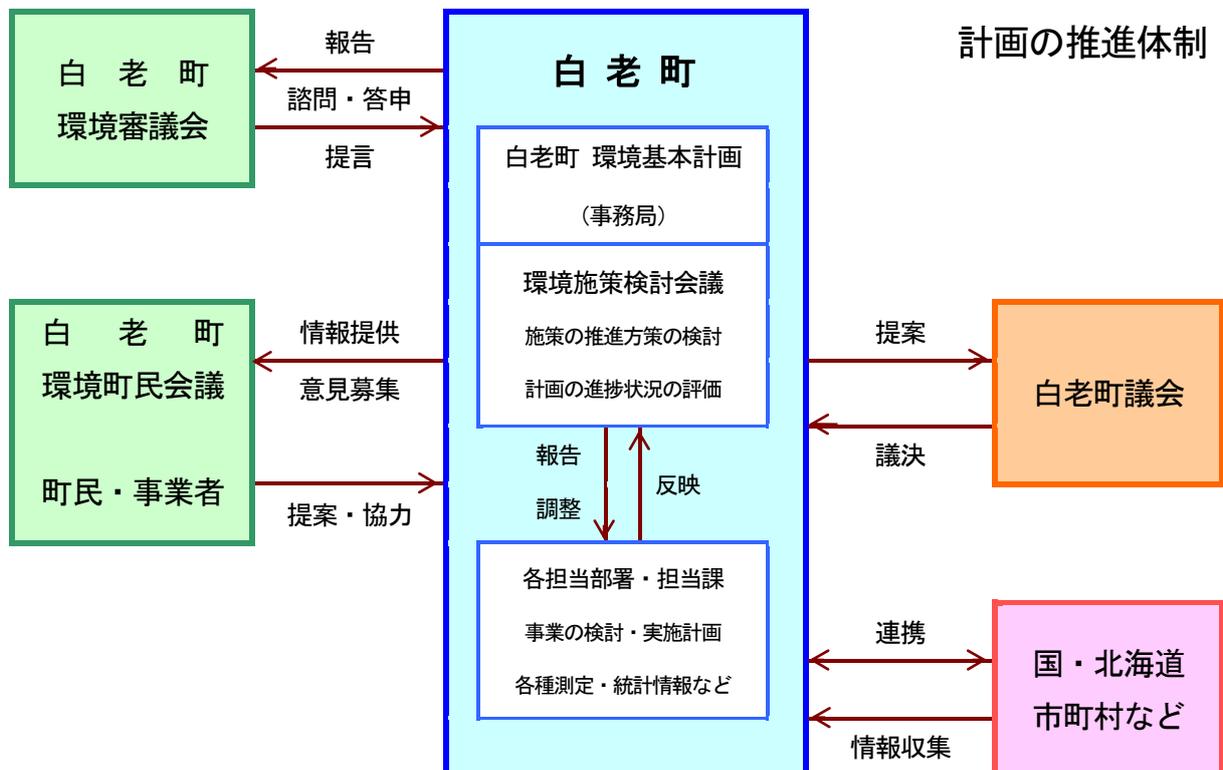
環境基本計画に関することや環境保全に関する基本的事項を調査審議しています。

環境町民会議

白老町環境基本計画第2期計画において、町民、事業者、行政との連携を図り、それぞれの持つお互いの情報や意見交換のほか、町の環境施策に対する情報提供や提案・協力体制を目的に設立されました。

環境施策検討会議

環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定のために、町内関係課職員で構成されています。広範囲にわたる本計画の施策を、各担当課が連携協力して推進方法や進行管理について検討しています。



4-2 計画の進行管理

本計画では、白老町がめざす環境像を実現するための環境目標、施策、主な取り組みを定め着実に実施するとともに、計画目標の達成状況や実施状況を定期的に点検し適切な進行管理を行う必要があります。

(1) 進行管理の方法

計画の進行管理は、PDCA サイクルに基づいた方法により行います。また、「第6次白老町総合計画」の推進計画との整合を図ります。

町民、事業者、行政の取り組みの実施状況や目標の達成状況などを把握し、計画の点検・評価を行い、白老町環境審議会において計画の進捗状況や必要に応じて計画の見直しに向けた審議を行います。

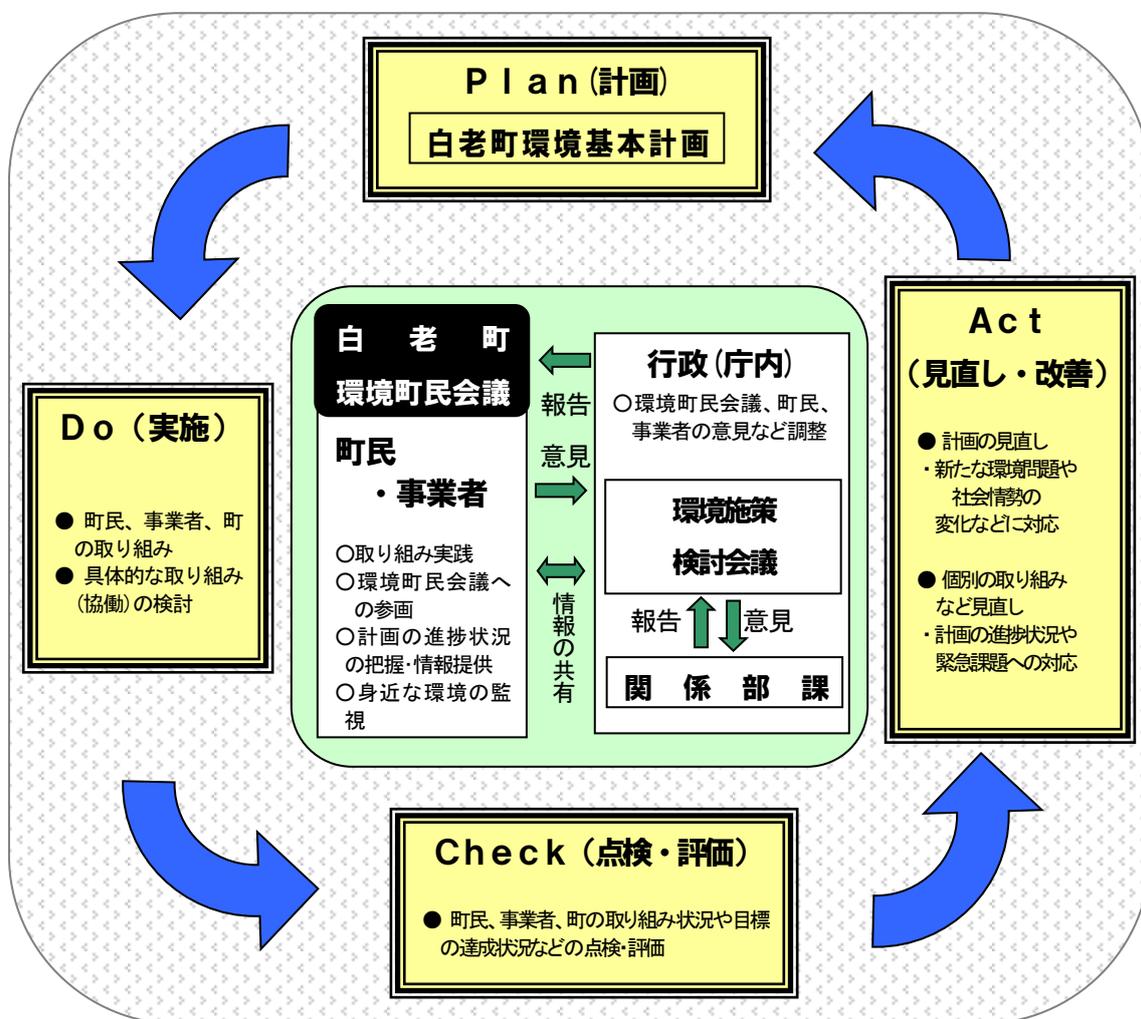
町民や事業者は、計画の進捗状況などに関する提言や取組の推進などに関する情報提供などを行うとともに、身近な環境の監視員として、町の環境全般についての提言も行います。

(2) 年次報告

白老町内の環境測定調査結果や、環境基本計画の達成状況（進行管理における点検・評価結果における各主体の取組の状況）を整理し、また、環境白書として資料のとりまとめを行い、ホームページなどでの公開を行ないます。



進行管理のイメージ



報告 ↑ ↓ 意見・提言

白老町環境審議会

PDCAサイクル (ピーディーシーエー、PDCA cycle、plan-do-check-act cycle) とは？

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。